入 札 説 明 書

借入物品名

デジタルフルカラー複合機一式

- 〇 入札説明書本文
- 添付図書
 - 借入物品仕様書(別紙)
 - 物品賃貸借契約書(案)(別添1)
 - · 入札参加資格審查申請書作成要領(別添2)
 - 入札参加資格審査申請書(様式1)
 - 機器等明細書(様式2)
 - 性能条件表(様式3)
 - 保守体制表(様式4)
 - · 入札書(様式5)
 - · 委任状(様式6)
 - · 見積書(様式7)
 - · 質問書(様式8)
 - · 入札(契約)保証金免除申請書(様式9)
 - · 入札参加資格確認結果通知書(様式10)

入 札 説 明 書

この入札説明書は、愛媛県会計規則(昭和 45 年愛媛県規則第 18 号以下「会計規則」という。)、 及び本件調達に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者(以下「入 札参加者」という。)が、熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするもので ある。

- 1 競争入札に付する事項 別添の仕様書のとおり
- 2 競争入札参加者に必要な資格 競争入札参加者に必要な資格は、以下のとおりとする。
- (1) 知事の審査を受け、令和5年度、令和6年度及び令和7年度の製造の請負等に係る一般競争 入札に参加する資格を有すると認められた業者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3)借入期間の開始までに適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。なお、当該証明は、別添「入札参加資格申請書」(様式1)を期限までに提出すること(入札参加資格証明書の提出場所及び提出期限等は別記10(3)のとおり)。また、開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4)借入物品に係る保守の体制が整備されていることを証明した者であること。なお、当該証明は、別添「入札参加資格申請書」(様式1)に定める必要書類を期限までに提出すること(入札参加資格証明書の提出場所及び提出期限等は別記10(3)のとおり)。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第154条)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(会社更生法の規定による厚生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- (6) 一般競争入札に参加しようとする者又はその者の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例(平成22年愛媛県条例第24号)第2条第3項に規定する暴力団員等を含む)でないこと。
- (7) 愛媛県内に事務所(契約可能な本店・支店等)を有する者であること。
- (8) 該当物品の仕様を満たす製品の供給が可能であり、該当物品の搬入、初期設定、保守及び点検の体制が整備されていること。

3 入札

(1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、契約書(案)、会計規則、運用基準及び契約に関して 知事が別に定めるものを熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該借 入物品仕様書等について疑義がある場合は、下記に掲げる者に説明を求めることができる。 ただし、入札後、借入物品仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てる ことはできない。

説明の照会先

愛媛県農林水産部水産局漁港課管理係 〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089) 912-2626

- (2) 入札参加者又はその代理人は、様式5による入札書を直接提出しなければならない。なお、 郵便、加入電話、電報、ファクシミリ、テレックス、テレコピーその他の方法による入札は 認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。

ア 件名等

- イ 入札金額
- ウ 入札参加者本人の住所、氏名(法人の場合は、名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ。) 及び押印(外国人の署名を含む。押印に際して、シャチハタ印やスタンプ印等、材質に耐久性 がない印鑑の使用や保存性のないインク等の使用は認めない。以下同じ。)
- エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該 代理人の氏名及び押印
- (5) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭でかつ消滅しないもので記載し、 入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (6) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (7) 入札書は、封入のうえ提出すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (10)入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- (11) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正 に執行することができない状態にあると認めたとき、又は天災その他必要と認められるとき は、当該入札を延期又は廃止することがある。この場合において、入札執行者は入札者の損 害に対する責を負わないものとする。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、運用管理に係る一切の諸経費を含めて入札金額を見積もった うえで、1カ月当たりの賃借料を入札金額として記載する。なお、消費税及び地方消費税相 当額については、支払いの際に別途加算するので、消費税及び地方消費税相当額を除いた金 額を入札書に記載すること。
- (13) 入札参加者又はその代理人は、物品賃貸借契約書(案)等に基づき十分考慮して入札金額を 見積るものとする。
- (14) 開札の日時及び場所

日時:令和7年10月27日(月)16:00 場所:愛媛県庁第一別館7階農林水産部会議室

4 開札

- (1) 即時開札
- (2) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。なお、入札会場には、入札 参加者又はその代理人及び入札執行事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)

を除き、上記以外の者は入室できない。

- (3) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後は入札会場に入場できない。また、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することができない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に入札参加資格確認結果通知書(以下「確認結果通知書」という。)又はその写しを提示することとし、 代理人にあっては入札権限に関する委任状(様式6)を提出しなければならない。
- (5) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者。
 - イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について2人以上の者の代理人となることはできない。また、他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (7) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、3回を限度として再度の入札をする。再度の入札をするもさらに落札者がないときは、2回を限度として様式7による見積に移行するものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札をする。

5 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申し立てができないものとする。

- (1) 入札参加者又はその代理人の提出した2以上の入札書。
- (2) 入札参加者に必要な資格のない者又は代理権限がない者の提出した入札書。
- (3) 件名又は入札金額のない入札書。
- (4) 入札金額を訂正した入札書又は入札金額の記載が不明確な入札書。
- (5) 入札金額以外を訂正したもので、その訂正について押印のないもの。
- (6) 本人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書。代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書。(入札に参加する者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。)
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書。
- (8) 件名等に重大な誤りがある入札書。
- (9) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)」に違反し、 価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出し た入札書。
- (10) 入札保証金を必要とする者で、その額が所定の額に達しない入札書。
- (11) 再度の入札において、当初の最低入札金額を上回る額の入札書。
- (12) 入札書の受領期限までに到達しなかった入札書。
- (13) その他愛媛県会計規則又は入札に関する条件に違反した入札書。

6 落札者の決定

(1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。

- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。この場合において、同価格の入札をした者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 入札価格に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。また、入札価格は、 消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
- (4) 開札の結果、次のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者としない場合がある。また入札参加者及びその代理人は、入札執行者の行う調査に協力しなければならない。
 - ア 契約の相手方となるべき者の申込みによる価格によっては、その者により当該契約の内容 に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき。
 - イ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあって著しく不適当と認 められるとき。

なお、最低の価格で入札をした者を落札者としない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とすることがある。

- (5) 落札者を決定したときは、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に入札会場にて告知するものとする。
- (6) 入札参加者及びその代理人は、入札後、愛媛県会計規則、仕様書、契約条項等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (7) 入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。 入札を辞退するときは、その旨を入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に 直接提出することにより、申し出るものとする。また、再度の入札において、当初辞退した 入札参加者及びその代理人は、以降の入札には参加できない。
- (8) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約の取り交わしをするものとする。ただし、契約の相手方から書面により契約締結期限の延期の申し出があったときは、 契約の履行に支障のない範囲でこれを延期することがある。
- (9) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 契約者が契約申込書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

7 契約条項

別添2「物品賃貸借契約書(案)」のとおり

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札参加者又はその代理人は、入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札 書の提出期限までに、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しなければならない。 ただし、「入札(契約)保証金免除申請書」(様式9)を提出し、免除の決定を受けた者は、 これを免除する。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、所定の手続きに従い、所定の期日までに、契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付しなければならない。 ただし、「入札(契約)保証金免除申請書」(様式9)を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。

- (3) 「入札(契約)保証金免除申請書」の提出及び日時・場所については、別記10(3)による。
- (4) 入札保証金及び契約保証金に係る取扱いについては、愛媛県会計規則の規定による。

9 入札説明書にかかる照会

(1)本入札説明書について質問がある場合は、質問書(様式8)に記載のうえ、原則として、電子メールにより受け付ける。なお、件名は「庁内 LAN 端末機(一般業務端末機)調達に関する照会」とすること。

ア 提出期間

令和7年10月14日(火)から10月16日(木)17時00分まで

イ 電子メール

gyokou@pref.ehime.lg.jp

ウ 質問への回答

令和7年10月17日(金)までに、電子メールにより行う。

10 入札参加に関する確認事項

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた借入物品等にかかる技術仕様、 適合性の説明並びに必要な解説資料について、指定する期日までに入札参加者の負担におい て完全な説明をしなければならない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、第1項、第2項についての説明をするため、あらかじめ「入札参加資格申請書」(様式1)を提出し「入札参加資格確認結果通知書」(様式10)を受領すること。
 - ア 提出期限

令和7年10月21日(火)17時15分まで

- イ 提出場所
 - 3 (1) に掲げる場所
- ウ 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、簡易書留とすること。

11 その他の事項

入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が、本件調達に関して要した費用については、全て当該者が負担するものとする。

借入物品仕様書

デジタルフルカラー複合機の借入れ

漁港課 令和7年度

I 仕様書概要説明

1 借入物品名及び数量

デジタルフルカラー複合機 1台

(搬入、据置、配線、調整、保守及び借入期間満了後の撤去など(以下、「付帯作業」という。)を含む)。

本件はデジタルフルカラー複合機を新規導入するものである。

2 借入予定期間

令和7 (2025年) 年12月1日から令和12 (2030年) 年11月30日までの5年間(60ヵ月間)とする。

また、賃貸借機器の改定等により、引き続き、賃貸借期間を延長する場合が生じた際は、延長に伴う契約を締結するものとする。

3 納入場所

本件調達に関わる機器の設置予定場所は、愛媛県庁農林水産部水産局漁港課(愛媛県松山市一番町4丁目4-2)とする。

なお、機器に係る付帯作業の実施に際しては、県が行う行政事務の執行 に支障が生じないように配慮すること。

4 賃貸借費用

賃貸借契約書の内容によるものとし、次の費用を含む。

- (1) 賃貸借機器の搬入にかかる費用
- (2) 賃貸借機器の初期設定

システムセットアップ

環境設定(ネットワーク設定及び配線工事を含む)

- (3) 賃貸借機器の動作確認にかかる費用
- (4) 賃貸借期間中の保守・点検にかかる費用
- (5) 定期交換部品(別紙)の取り替えに要する費用(部品代を除く)
- (6) 故障又は障害発生時の原因究明並びに修理または代替機器の提供に要 する費用
- (7) 賃貸借終了後の撤去にかかる費用

5 応札者の要件

応札者は、以下の要件を満たさなければならない。

(1) 引渡し体制

応札者は、納期までの確実な引渡しを担保し得る十分な体制を確立できること。

(2) 保守体制

応札者は、本仕様書に定める保守要件を満たす体制を確立できること。

6 その他

本契約を履行するうえで知り得た本県に係る情報については、その機密を保持するものとし、本県に無断で公開又は第三者へ提供するなどの行為は禁止する。

- Ⅱ 調達物品に備えるべき技術的要件(性能、機能に関する要件)
 - (1) 形式 デジタルフルカラー複合機であること。
 - (2) 対応用紙サイズ A3~はがきサイズに対応していること。
 - (3) 給紙トレイ 手差しトレイ、2段(A4及びA3)構成で、うち1段はA4 500 枚以上セット可能であること。
 - (4) 片面連続プリント速度 カラー、モノクロともに 40 枚/分(普通紙・A 4) 以上の性能を有す ること。
 - (5) ファーストプリント7秒以下であること。
 - (6)メモリ容量2GB以上であること。
 - (7) 両面印刷 両面印刷が可能であること。また、A4及びA3ともに対応していること。
 - (8) 両面コピー 両面コピーが可能であること。
 - (9) スキャナー スキャナー機能を有すること。
 - (10) ファクス機能 ファクス機能を有すること。
 - (11) 両面原稿送り装置 両面原稿送り装置を有すること。また、両面同時読込可能とすること。
 - (12) キャビネット 用紙などの消耗品を収容できる、専用キャビネットを有すること。
 - (13) 節電機能省エネ・節電モードを有すること。
 - (14) 環境配慮 グリーン購入法に適合している機種であること。
 - (15) その他 愛媛県庁内 LAN システムに接続し、ネットワークプリンターとして使用できること。

トナー等消耗品は愛媛県で調達するため、愛媛県が調達するのに支障が出ない機器を選定すること。

Ⅲ 性能、機能以外の要件

- 1 引渡し条件など
- (1) 引渡し納期

令和7年12月1日(月)から使用できるよう、令和7年11月28日(金)までに引渡しを完了すること。

(2)搬入、据置

導入については、県が行う行政事務の執行に支障が生じないように配 慮し計画的に行うこと。

(3)調整

以下のとおり、機器を使用できる状況に調整すること。

- ア すべての機器を動作させるために必要な、電源ケーブル、入出力装置その他の周辺機器の接続用ケーブル類等の配線材は、受注者が提供し、動作可能な状態に調整して納入すること。
- イ 機器には機器を識別するためのシールを貼付すること。内容は県と 協議し決定すること。
- ウ 庁内LAN接続環境の設定調整などを行い、稼働状況の動作確認を 行うこと。

(4) 検収

受注者による動作確認は、当該機器の管理者などの立会いの下で行い、立会者の押印などによる確認を受けたうえで、別途指定する報告様式により県へ書面で提出すること。県は提出された書面をもって検査を実施する。なお、不具合が発覚した場合には、別途、対応を行うものとする。

(5) 借入期間開始時の正常動作

借入期間開始時において、機器が十分に機能する状態であることと し、そのための経費は受注者が負担すること。

2 保守支援体制

- (1)本借入物件の当該機器の安定稼働を実現するため、賃貸借機器が完全 に使用出来るよう、借入期間中は次の保守を実施すること。
 - ア 賃貸借機器のハードウェアに起因する故障または障害発生の連絡を 受けた場合、現地へ急行し、故障及び障害発生の原因究明を行い、現 地修理またはサービスセンター等で迅速に修理または代替機器の提 供を行うこと。
 - イ 納入後明らかになった賃貸借機器のハードウェアの不具合・障害については、愛媛県農林水産部水産局漁港課長(以下賃貸借機器管理責任者)に随時情報提供を行うとともに、メーカーにより問題解決の方法が示された際には報告を行い、迅速にその処理に当たること。

- ウ 賃貸借機器について点検を行い、貸借機器が完全に使用できるよう に状況把握に努めるとともに、異常を発見した場合は賃貸借機器管理 責任者に随時報告を行うこと。
- (2)上記(1)の実現のため、次の保守体制の整備を行うこと。

ア 当該機器の設置場所に到着できる保守サービス拠点があること。(対 応する保守サービス拠点の場所、人員などを明確にすること。)

イ 当該機器に係る保守窓口は1箇所に統一すること。

3 借入期間満了時の撤去

(1) 撤去

関係法令に従って適切に機器を撤去すること。

(2) 廃棄

撤去する機器を廃棄処分する場合は、関係法令に従い適切に処理すること。

4 打合せ

受注者は、業務の実施に当たり事前及び必要な都度、県と十分に打合せを行い、円滑に業務を遂行しなければならない。

受注者は、打ち合わせた事項その他について、速やかに、確認事項、出 席者名、内容等の詳細を示した記録簿を作成し、その都度、県に提出しな ければならない。

5 その他

(1) ネットワーク環境

ア 通信プロトコルは、TCP/IPとする。

イ 1000Mbs 対応とする。

- (2)本賃貸借物件の当該機器は、同一ネットワーク上で、他の業務用システムも稼働させるため、いかなる障害も与えないこと。
- (3)納入後、障害発生時は、賃貸借機器管理責任者に随時情報提供を行い、 その障害がハード側/ソフト側のいずれにあるのかといった原因の究明 に、誠意を持って対応すること。

物品賃貸借契約書 (案)

1 借入物品

П	名	規格・銘柄等	単位	数量	備考
デジタルフ	フルカラー	別添2「機器等明細書」	式	1	
複合機		のとおりとする			

※その他附帯条件

第9条に定める保守及び点検は、別紙「借入物品仕様書」のとおりとする。

- 2 賃貸借料 月額¥
 - (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥
- 3 賃貸借期間 令和 7年12月 1日から 令和12年11月30日まで
- 4 設置場所 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県農林水産部水産局 漁港課
- 5 契約保証金 ※長期継続契約:契約金額を年額に換算した額の10分の1以上の額。

借主 愛媛県(以下「甲」という。)と貸主 物品について、別記の条項により賃貸借契約を締結する。 (以下、「乙」という。)とは、上記

)

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 住 所 松山市一番町四丁目4番地2

名 称 愛媛県庁

代表者 愛媛県知事 中村 時広

乙 住 所 商品マロタ

商号又は名称

代表者

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、この契約書(頭書及び別記を含む。以下同じ。)に基づき、別添の仕様書及び個人情報取扱特記事項(以下「仕様書等」という。)に従い、この契約を誠実に履行しなければならない。
- 2 この契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(権利の譲渡等)

- 第2条 乙は、賃貸借期間中に借入物品を第三者に譲渡しようとするときは、あらかじめ書面により甲の承諾を得た上、甲がこの契約と同一の条件で借入物品を使用できるよう措置しなければならない。
- 2 乙は、前項に定める場合を除くほか、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承認を得たときはこの限りでない。
- 3 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350 号)第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。
- 4 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

(借入物品の譲渡等)

第3条 甲は、乙の承諾なしに、この契約により生ずる賃借権を譲渡し、又は借入物品を転貸してはならない。

(長期継続契約の場合の特約事項)

第4条 甲は、頭書3の規定に関わらず、翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

(納入等)

- 第5条 乙は、頭書3の賃貸借期間の初日(以下、「使用開始日」という。)までに、甲の指定する場所 に借入物品を納入し、使用可能な状態に調整した上で、甲の使用に供しなければならない。
- 2 乙は、前項の納入及び設置が完了した時は、甲に対し設置完了報告書を提出しなければならない。
- 3 借入物品の納入及び設置に要する費用は、乙の負担とする。

(検査)

- 第6条 甲は前条の規定による設置完了報告書の提出があったときは、速やかに当該物品の検査をしなければならない。
- 2 乙は、前項の検査に立ち会うものとし、これに立ち会わなかったときは、検査の結果について、甲に 対して異議を申し立てることができない。
- 3 甲は、第1項の検査に合格した時をもって、乙から借入物品の引き渡しを受けたものとする。 (修補又は交換)
- 第7条 乙は、納入した借入物品の全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、甲の指定する日までに、修補又は交換により、速やかに代品を納入しなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により修補又は交換による代品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を 甲に通知するとともに、設置完了報告書を付して行わなければならない。
- 3 前項の規定により設置完了報告書の提出があったときは、前条の規定を準用する。 (契約不適合責任)
- 第8条 甲は、引き渡された物品が品質、規格又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下、「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、 その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができ る。ただし、次号のいずれかに該当する場合は催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求すること ができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(保守及び点検等)

- 第9条 乙は、賃貸借期間中、借入物品が正常に作動するよう、保守及び点検を行うものとする。
- 2 借入物件に障害が発生したときは、乙は、甲の要求により速やかに技術員を派遣して必要な措置を 講ずるものとする。
- 3 乙は、前項の保守及び点検をメーカーに委託して行うことができるものとする。委託を受けたメーカーは、甲の承諾を得た場合に限り、再委託することができるものとする。
- 4 借入物件の保守及び点検に要する費用は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失による場合は、この限りでない。

(賃貸借料の請求及び支払)

- 第10条 乙は、毎月初めに前月分の賃貸借料にかかる請求書を甲に提出するものとする。
- 2 甲は、乙から正当な請求書を受理した日から起算して30日(以下「約定期間」という。)以内に乙に賃貸借料を支払わなければならない。
- 3 甲は、請求書を受理した後、その内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その理由を明示してこれを乙へ返付するものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙から是正した請求書を受理する日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失による場合は、請求書の提出がなかったものとする。

(賃貸借料の日割計算)

- 第11条 頭書 2 に掲げる賃貸借料について、賃貸借期間の始期及び終期が月の中途に係るとき、又は乙の帰すべき事由により甲が借入物品を借受けることができなかった日があるときは、当該月額の賃貸借料は、日割計算によって算出した額とし、円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 2 前項の日割計算は、暦日数により行うものとする。

(支払の遅延)

第12条 甲は、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。)第8条第1項の規定に基づき定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(保険)

第13条 乙は、借入物品の賃貸借期間中、必要な保険料を負担するものとする。

(借入物品の管理)

第14条 甲は、借入物品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(事故の通知)

第15条 甲は、借入物品に事故が発生したときは、乙に通知するものとする。

(使用上の損傷等)

第16条 甲は、その責めに帰すべき事由により、当該借入物品を滅失し、又は毀損した場合において、乙が要求するときは自己の負担において原状に回復しなければならない。ただし、借入物品の滅失又は毀損の原因が甲の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。

(教育及びプログラムのサービス)

- 第17条 乙は、甲に対し、借入物品の操作に必要とする基本的な教育及び基本的なプログラムの提供を 無償で行うものとする。
- 2 乙は、前項のサービスをメーカーに委託して行うことができるものとする。

(装置の移転)

第18条 甲は、借入物品を頭書4に掲げる設置場所から移転する必要が生じたときは、あらかじめ乙の 承諾を得なければならない。

(納入の延期)

第19条 乙は、使用開始日までに借入物品を納入することができないときは、その理由を詳記して、納入 の延期を願い出ることができる。この場合において、その理由が乙の責めに帰することができないもの であるときは、甲は、相当と認める日数の延長を認めることができる。

(履行遅滞に伴う遅延損害金)

- 第20条 甲は、乙がその責めに帰する理由により使用開始日までに借入物品を納入することができなかったときは、使用開始日の翌日から物品を納入し検査が合格する日までの日数に応じ、契約金額に3%を乗じて計算した額を、遅延損害金として徴収するものとする。
- 2 前項の日数には、設置完了報告書の提出のあった日から検査を終了した日までの日数を算入しないものとする。

(借入物品の返還)

- 第21条 甲は、賃貸借期間が満了したとき、又はこの契約が解除されたときは、借入物品を速やかに返還するものとする。
- 2 乙は、甲の指示する期日までに借入物品を撤去しなければならない。
- 3 借入物品の返還に要する経費は、乙の負担とする。

(乙の機密保持)

- 第22条 乙は、保守等の実施にあたり知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らしたり、又は他の目的に 利用してはならない。
- 2 契約期間の満了その他の理由により借入物品を撤去する場合において、借入物品内部に甲のデータが存在するときは、乙は、乙の経費負担によりこれを全て消去するものとする。

(契約保証金の返還等)

- 第23条 乙は、契約保証金を納付している場合において、頭書3の賃貸借期間が満了し、第21条の規定による借入物品の返還が完了したときは、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。
- 2 甲は、前項に規定する返還請求書を受理したときは、その日から30日以内に契約保証金を乙に還付するものとする。

- 3 契約保証金には、利息を付さないものとする。 (甲の解除権)
- 第24条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行 の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。
- 2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を 解除することができる。
 - (1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
 - (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
 - (3) 乙の役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。)又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員等(愛媛県暴力団排除条例(平成22年3月26日条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)と認められるとき。
 - (4) 乙が暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
 - (6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (8) 乙(ウ及びエにあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。)が次のいずれかに該当したとき。
 - ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。 以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。) を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
 - イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下「納付命令」という。) を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - ウ 刑法 (明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若 しくは第 95 条 (独占禁止法第 89 条第 1 項に規定する違反行為をした場合に限る。) の罪を犯 したことにより、有罪判決が確定したとき。
 - エ 刑法第 197条から第 197条の4までに規定する賄賂を甲の職員(一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。)、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき(これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。)。
 - (9) 第26条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。
- 3 第1項又は前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、違約金として甲に帰属する ものとする。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、 甲にその賠償を求めることができない。

(違約金)

- 第25条 乙は、契約保証金の納付がなく、前条第1項又は第2項の規定により契約が解除されたときは、 契約金額を年額に換算した金額の10分の1を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければなら ない。
- 2 乙が前項の違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定 する期間を経過した日から起算して支払の日までの日数に応じ、年3%の割合を乗じて計算した額の 遅延利息を徴収する。

(乙の解除権)

第26条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行 の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(事情変更による契約の変更)

第27条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が 著しく不適当と認められるにいたったときは、その実情に応じ、甲乙協議して、書面により賃貸借料、 賃貸借期間その他の契約内容を変更することができる。

(変更の届出)

第28条 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届け出なければならない。

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第29条 第12条、第20条及び第25条の規定による遅延利息等の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(契約外の事項)

第30条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則及び遅延防止法によるもののほか、甲 乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第31条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄 裁判所とする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者 に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、 同様とする。
- 2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及 び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに 違反した場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規 定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な 事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

- 第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱 う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲 に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

- 第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託(以下「再 委託」という。)してはならない。
- 2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合

- は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させると ともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負 うものとする。
- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督する とともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなけれ ばならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も、同様とする。

(派遣労働者利用時の措置)

- 第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者 に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を 負うものとする。

(資料等の返還等)

- 第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報 が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、 甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した 個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は 消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うも のとする。

(個人情報の運搬)

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地検査)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、 実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

(指示及び報告等)

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理 を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若し くは資料の提出を求めることができる。

(事故時の対応)

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有

無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

入札参加資格申請書作成要領

- (1) デジタルフルカラー複合機の借入れにあたり、競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が、仕様書どおりの機器等搬入、初期設定、保守等が可能かどうかを確認するためのものである。
- (2) 入札参加資格申請書(様式1)には、(3)の書類を添付すること。
- (3) 添付資料
 - ア 機器等明細書(様式2)

納入する機器等について記載すること。

イ 性能条件表 (様式3)

各項目に対して、貴社が見積もった機器等の仕様を記載し、適宜補足説明を加えること。

ウ 機器等の性能が確認できる資料(カタログ等)

各項目について確認できるカタログその他資料を添付すること。

添付資料については、多いときにはインデックスを付し、重要な箇所にはマークをするなど、 分かりやすい表示にすること。

工 保守体制表 (様式4)

保守体制に関し、保守体制図 (責任者等を含む)、担当者、連絡先を記載すること。 サポート拠点の概要についても記載すること。

(4) その他

ア 入札参加資格申請書 (様式1) の審査により、入札の対象となるかどうかについては、「入札参加資格確認結果通知書」(様式10) による。

イ 内容に不備な点や不明な箇所があって、県から補正または説明を求められた場合、入札日の前々 日(土日を除く)までにその補正または説明ができなかったときは、入札に参加できない。

入札参加資格申請書

令和7年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

入札者住 所商号又は名称代表者氏名

令和7年10月10日付けで入札公告のあったデジタルフルカラー複合機の借入れに係る、 入札に参加する資格について確認下さるよう、次の書類を添えて申請します。

また、添付書類については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 機器等明細書
- 2 性能条件表
- 3 機器等の性能が確認できる資料(カタログ等)
- 4 保守体制表

(下記の事項を記入してください。)

県の入札参加資格 登録状況	登録台帳への	1. 令和5~7年度一般競争入札参加資格に登録済み2. 未登録なので、入札時刻までに登録予定(注) 上記のいずれかの番号を○で囲んでください。
	担当者の 役職・氏名	
本件に関する問い合わせ先	電話番号	
	電子メール アドレス	

(注)押印を省略する場合は、愛媛県会計規則第188条第2項に定める要件を満たすこと(本件事務を担当する者(以下「担当者」という。)及び本件事務の責任者の職氏名及びこれらの者の連絡先を下記記載欄に記載し、担当者は当該確認書を電子メールにより県の複数の職員及び担当者の上司に送付すること。)。押印を省略しない場合は、下記記載欄への記載及び電子メールの送付は不要。

本件責任者

(所属・職氏名・電話番号)

本件担当者

(所属・職氏名・電話番号)

機器等明細書

項番	品名	メーカー名	型名	数量

性能条件表

	借入物品調達仕様	貴社が見積もった製品の仕様	補足説明
デジタルフルカラー複			,,,,,,
形式	デジタルフルカラー複合機		
対応用紙サイズ	A3~はがきサイズに対応していること。		
給紙トレイ	手差しトレイ、2段(A4及びA3)構成で、うち1段はA4 500枚以上セット可能であること。		
片面連続プリント速度	カラー、モノクロともに40枚/分(普通紙・A4)以上の性能を有すること。		
ファーストプリント	7秒以下であること。		
メモリ容量	2GB以上であること。		
両面印刷	両面印刷が可能であること。 また、A4及びA3ともに対応していること。		
両面コピー	両面コピーが可能であること。		
スキャナー	スキャナー機能を有すること。		
ファクス機能	ファクス機能を有すること。		
両面原稿送り装置	両面原稿送り装置を有すること。 また、両面同時読込可能とすること。		
キャビネット	用紙などの消耗品を収容できる、専用キャビネットを有す ること。		
節電機能	省エネ・節電モードを有すること。		
環境配慮	グリーン購入法の適合商品であること。		
その他	愛媛県庁内LANシステムに接続し、ネットワークブリンターとして使用できること。 トナー等消耗品は愛媛県で調達するため、愛媛県が調達するのに支障が出ない機器を選定すること。		

保 守 体 制 表 (デジタルフルカラー複合機の借入れ)

愛媛県農林水産部水産局漁港課

- *保守体系図(責任者等を含む)、担当者、連絡先を記載すること。
- *サポート拠点の概要についても記載すること。

入 札 書

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

入札者住所商号又は名称氏

¥

ただし、デジタルフルカラー複合機の賃貸借料(月額)

上記のとおり愛媛県会計規則を遵守し、契約条項を承認のうえ入札いたします。

委 任 状

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

住 所 商号又は名称 代表者氏名

私は、住所 氏名

® を、代理人と定め、

下記に関する入札(見積)の一切の権限を委任します。

記

デジタルフルカラー複合機の借入れ

見 積 書

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

見積者住 所商号又は名称氏 名

¥

ただし、デジタルフルカラー複合機の賃貸借料(月額)

上記のとおり愛媛県会計規則を遵守し、契約条項を承認のうえ見積いたします。

質問書

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

デジタルフルカラー複合機の借入れについて、以下のとおり質問します。

	商号又は名称	
本件に関		
する問い	担当者の	
合わせ先	役職・氏名	
	電話番号	

様式9

入札 (契約) 保証金免除申請書

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

住 所商号又は名称氏 名

1

令和7年 月 日付けで入札公告のありました「デジタルフルカラー複合機の借入れ」の入札(契約)における入札(契約)保証金について、愛媛県会計規則第137条(第154条)の規定により、入札(契約)保証金の免除を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

※添付書類

○契約書等の写し(2件以上)

過去2年間において、国及び地方公共団体等の公的機関と同程度の賃貸借契約を、数 回以上にわたって締結した実績を証明する書類

様式10

入札参加資格確認結果通知書

7漁港第号令和年月日

様

愛媛県知事 中村 時広

先に提出のあったデジタルフルカラー複合機の借入れに係る「入札参加資格申請書」により入札参加資格を確認したので、次のとおり通知します。

記

入札参加資格

入札公告日	令和 7年 10月 10日
件名	デジタルフルカラー複合機の借入れ
入札参加資格の有無	
入札保証金	